

○農業土木工事標準仕様書(新潟県農地部 令和8年8月)一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
「農業土木工事標準仕様書」 目 次 第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 適 用 1. [略] 2. 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「新潟県農業土木工事監督要領」及び「新潟県農業土木工事検査要領」（以下「監督要領」及び「検査要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。 また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既成部分検査）にあたっては、地方自治法（令和6年5月改正法律第48号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。 3. ～ 5. [略] 1-1-2 用語の定義 1. ～ 21. [略] 22. 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、新潟県CALSシステム上で決裁処理された電磁的記録を有効とする。ただし、やむを得ず、新潟県CALSシステムを用いない場合は、発行年月日を記載し、<u>電子メール等によるものも有効とする。（押印不要）</u> （1）・（2） [略] 23. ～ 47. [略] 1-1-3 ～ 1-1-4 [略] 1-1-5 ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス <u>1. ワンデーレスポンス</u> 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。 <u>2. ウィークリースタンス</u> <u>監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。</u> <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的とした、受発注者間の取組の総称をいう。</u> 1-1-6 ～ 1-1-34 [略]	「農業土木工事標準仕様書」 目 次 第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 適 用 1. [略] 2. 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「新潟県農業土木工事監督要領」及び「新潟県農業土木工事検査要領」（以下「監督要領」及び「検査要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。 また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既成部分検査）にあたっては、地方自治法（令和5年5月改正法律第19号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。 3. ～ 5. [略] 1-1-2 用語の定義 1. ～ 21. [略] 22. 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、新潟県CALSシステム上で決裁処理された電磁的記録を有効とする。ただし、やむを得ず、新潟県CALSシステムを用いない場合は、発行年月日を記載し、<u>記名（署名または押印を含む）した</u>ものも有効とする。 （1）・（2） [略] 23. ～ 47. [略] 1-1-3 ～ 1-1-4 [略] 1-1-5 ワンデーレスポンス <u>[新設]</u> 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。 <u>[新設]</u> 1-1-6 ～ 1-1-34 [略]

改 正 後	現 行
1-1-35 工事中の安全確保 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（平成21年3月30日付け20農振第2236号農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. ～ 21. [略] 1-1-36 ～ 1-1-38 [略] 1-1-39 環境対策 1. ～ 5. [略] 6. 排出ガス対策型建設機械 （1）[略] （2）受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス年基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成14年4月1日付け国総施第225号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 7. ～ 9. [略] 1-1-40 [略] 1-1-41 交通安全管理 1. ～ 4. [略] 5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省	1-1-35 工事中の安全確保 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（21農振第2371号平成22年3月31日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. ～ 21. [略] 1-1-36 ～ 1-1-38 [略] 1-1-39 環境対策 1. ～ 5. [略] 6. 排出ガス対策型建設機械 （1）[略] （2）受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス年基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成14年4月1日付け国総施第225号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 7. ～ 9. [略] 1-1-40 [略] 1-1-41 交通安全管理 1. ～ 4. [略] 5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省

改 正 後	現 行																																																																																
道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)に基づき、安全対策を講じなければならない。 6. ～13. [略] 14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第272号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。 1-1-42 [略] 1-1-43 諸法令の遵守 1. [略] <table border="0"> <tr> <td>(1) 地方自治法</td><td>(令和5年6月改正 法律第19号)</td></tr> <tr> <td>(2) 建設業法</td><td>(令和3年5月改正 法律第48号)</td></tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td><td>(平成21年6月改正 法律第51号)</td></tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td><td>(令和6年5月改正 法律第42号)</td></tr> <tr> <td>(5) 労働安全衛生法</td><td>(令和元年6月改正 法律第37号)</td></tr> <tr> <td>(6) 作業環境測定法</td><td>(令和元年6月改正 法律第37号)</td></tr> <tr> <td>(7) じん肺法</td><td>(平成30年7月改正 法律第71号)</td></tr> <tr> <td>(8) 雇用保険法</td><td>(令和6年6月改正 法律第47号)</td></tr> <tr> <td>(9) 労働者災害補償保険法</td><td>(令和2年6月改正 法律第40号)</td></tr> <tr> <td>(10) 健康保険法</td><td>(令和6年6月改正 法律第47号)</td></tr> <tr> <td>(11) 中小企業退職金共済法</td><td>(令和2年6月改正 法律第40号)</td></tr> <tr> <td>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td><td>(令和6年5月改正 法律第26号)</td></tr> <tr> <td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td><td>(令和5年12月改正 法律第84号)</td></tr> <tr> <td>(14) 道路法</td><td>(令和5年5月改正 法律第34号)</td></tr> <tr> <td>(15) 道路交通法</td><td>(令和5年6月改正 法律第56号)</td></tr> <tr> <td>(16) 道路運送法</td><td>(令和5年4月改正 法律第18号)</td></tr> <tr> <td>(17) 道路運送車両法</td><td>(令和5年6月改正 法律第63号)</td></tr> <tr> <td>(18) 砂防法</td><td>(平成25年11月改正 法律第76号)</td></tr> <tr> <td>(19) 地すべり等防止法</td><td>(令和5年5月改正 法律第34号)</td></tr> <tr> <td>(20) 河川法</td><td>(令和5年5月改正 法律第34号)</td></tr> </table>	(1) 地方自治法	(令和5年6月改正 法律第19号)	(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(4) 労働基準法	(令和6年5月改正 法律第42号)	(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(8) 雇用保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)	(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)	(10) 健康保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)	(11) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和6年5月改正 法律第26号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和5年12月改正 法律第84号)	(14) 道路法	(令和5年5月改正 法律第34号)	(15) 道路交通法	(令和5年6月改正 法律第56号)	(16) 道路運送法	(令和5年4月改正 法律第18号)	(17) 道路運送車両法	(令和5年6月改正 法律第63号)	(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)	(19) 地すべり等防止法	(令和5年5月改正 法律第34号)	(20) 河川法	(令和5年5月改正 法律第34号)	道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。 6. ～13. [略] 14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。 1-1-42 [略] 1-1-43 諸法令の遵守 1. [略] <table border="0"> <tr> <td>(1) 地方自治法</td><td>(令和5年6月改正 法律第19号)</td></tr> <tr> <td>(2) 建設業法</td><td>(令和3年5月改正 法律第48号)</td></tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td><td>(平成21年6月改正 法律第51号)</td></tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td><td>(令和2年3月改正 法律第14号)</td></tr> <tr> <td>(5) 労働安全衛生法</td><td>(令和元年6月改正 法律第37号)</td></tr> <tr> <td>(6) 作業環境測定法</td><td>(令和元年6月改正 法律第37号)</td></tr> <tr> <td>(7) じん肺法</td><td>(平成30年7月改正 法律第71号)</td></tr> <tr> <td>(8) 雇用保険法</td><td>(令和4年3月改正 法律第12号)</td></tr> <tr> <td>(9) 労働者災害補償保険法</td><td>(令和2年6月改正 法律第40号)</td></tr> <tr> <td>(10) 健康保険法</td><td>(令和5年5月改正 法律第31号)</td></tr> <tr> <td>(11) 中小企業退職金共済法</td><td>(令和2年6月改正 法律第40号)</td></tr> <tr> <td>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td><td>(令和4年3月改正 法律第12号)</td></tr> <tr> <td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td><td>(令和4年12月改正 法律第97号)</td></tr> <tr> <td>(14) 道路法</td><td>(令和3年3月改正 法律第9号)</td></tr> <tr> <td>(15) 道路交通法</td><td>(令和5年5月改正 法律第19号)</td></tr> <tr> <td>(16) 道路運送法</td><td>(令和5年4月改正 法律第18号)</td></tr> <tr> <td>(17) 道路運送車両法</td><td>(令和4年3月改正 法律第4号)</td></tr> <tr> <td>(18) 砂防法</td><td>(平成25年11月改正 法律第76号)</td></tr> <tr> <td>(19) 地すべり等防止法</td><td>(平成29年6月改正 法律第45号)</td></tr> <tr> <td>(20) 河川法</td><td>(令和3年5月改正 法律第31号)</td></tr> </table>	(1) 地方自治法	(令和5年6月改正 法律第19号)	(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)	(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(8) 雇用保険法	(令和4年3月改正 法律第12号)	(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)	(10) 健康保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)	(11) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和4年3月改正 法律第12号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和4年12月改正 法律第97号)	(14) 道路法	(令和3年3月改正 法律第9号)	(15) 道路交通法	(令和5年5月改正 法律第19号)	(16) 道路運送法	(令和5年4月改正 法律第18号)	(17) 道路運送車両法	(令和4年3月改正 法律第4号)	(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)	(19) 地すべり等防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(20) 河川法	(令和3年5月改正 法律第31号)
(1) 地方自治法	(令和5年6月改正 法律第19号)																																																																																
(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)																																																																																
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)																																																																																
(4) 労働基準法	(令和6年5月改正 法律第42号)																																																																																
(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)																																																																																
(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)																																																																																
(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)																																																																																
(8) 雇用保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)																																																																																
(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)																																																																																
(10) 健康保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)																																																																																
(11) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)																																																																																
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和6年5月改正 法律第26号)																																																																																
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和5年12月改正 法律第84号)																																																																																
(14) 道路法	(令和5年5月改正 法律第34号)																																																																																
(15) 道路交通法	(令和5年6月改正 法律第56号)																																																																																
(16) 道路運送法	(令和5年4月改正 法律第18号)																																																																																
(17) 道路運送車両法	(令和5年6月改正 法律第63号)																																																																																
(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)																																																																																
(19) 地すべり等防止法	(令和5年5月改正 法律第34号)																																																																																
(20) 河川法	(令和5年5月改正 法律第34号)																																																																																
(1) 地方自治法	(令和5年6月改正 法律第19号)																																																																																
(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)																																																																																
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)																																																																																
(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)																																																																																
(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)																																																																																
(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)																																																																																
(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)																																																																																
(8) 雇用保険法	(令和4年3月改正 法律第12号)																																																																																
(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)																																																																																
(10) 健康保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)																																																																																
(11) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)																																																																																
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和4年3月改正 法律第12号)																																																																																
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和4年12月改正 法律第97号)																																																																																
(14) 道路法	(令和3年3月改正 法律第9号)																																																																																
(15) 道路交通法	(令和5年5月改正 法律第19号)																																																																																
(16) 道路運送法	(令和5年4月改正 法律第18号)																																																																																
(17) 道路運送車両法	(令和4年3月改正 法律第4号)																																																																																
(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)																																																																																
(19) 地すべり等防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)																																																																																
(20) 河川法	(令和3年5月改正 法律第31号)																																																																																

改 正 後			現 行		
(21) 海岸法	(令和5年5月改正)	法律第34号)	(21) 海岸法	(平成30年12月改正)	法律第95号)
(22) 港湾法	(令和4年11月改正)	法律第87号)	(22) 港湾法	(令和4年11月改正)	法律第87号)
(23) 港則法	(令和3年5月改正)	法律第53号)	(23) 港則法	(令和3年5月改正)	法律第53号)
(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律	(令和5年5月改正)	法律第34号)	(24) 漁港漁場整備法	(平成30年12月改正)	法律第95号)
(25) 下水道法	(令和4年5月改正)	法律第44号)	(25) 下水道法	(令和4年5月改正)	法律第44号)
(26) 航空法	(令和5年6月改正)	法律第63号)	(26) 航空法	(令和4年6月改正)	法律第62号)
(27) 公有水面埋立法	(平成26年6月改正)	法律第51号)	(27) 公有水面埋立法	(平成26年6月改正)	法律第51号)
(28) 軌道法	(令和2年6月改正)	法律第41号)	(28) 軌道法	(令和2年6月改正)	法律第41号)
(29) 森林法	(令和5年6月改正)	法律第63号)	(29) 森林法	(令和2年6月改正)	法律第41号)
(30) 環境基本法	(令和3年6月改正)	法律第36号)	(30) 環境基本法	(令和3年6月改正)	法律第36号)
(31) 火薬類取締法	(令和元年6月改正)	法律第37号)	(31) 火薬類取締法	(令和元年6月改正)	法律第37号)
(32) 大気汚染防止法	(令和2年6月改正)	法律第39号)	(32) 大気汚染防止法	(令和2年6月改正)	法律第39号)
(33) 騒音規制法	(平成26年6月改正)	法律第72号)	(33) 騒音規制法	(平成26年6月改正)	法律第72号)
(34) 水質汚濁防止法	(平成29年6月改正)	法律第45号)	(34) 水質汚濁防止法	(平成29年6月改正)	法律第45号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正)	法律第72号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正)	法律第72号)
(36) 振動規制法	(平成26年6月改正)	法律第72号)	(36) 振動規制法	(平成26年6月改正)	法律第72号)
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正)	法律第37号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正)	法律第37号)
(38) 文化財保護法	(令和3年4月改正)	法律第22号)	(38) 文化財保護法	(令和3年4月改正)	法律第22号)
(39) 砂利採取法	(令和5年6月改正)	法律第63号)	(39) 砂利採取法	(平成27年6月改正)	法律第50号)
(40) 電気事業法	(令和5年6月改正)	法律第44号)	(40) 電気事業法	(令和5年6月改正)	法律第44号)
(41) 消防法	(令和5年6月改正)	法律第58号)	(41) 消防法	(令和5年6月改正)	法律第58号)
(42) 測量法	(令和6年6月改正)	法律第54号)	(42) 測量法	(令和元年6月改正)	法律第37号)
(43) 建築基準法	(令和6年6月改正)	法律第53号)	(43) 建築基準法	(令和5年6月改正)	法律第58号)
(44) 都市公園法	(令和6年5月改正)	法律第40号)	(44) 都市公園法	(平成29年5月改正)	法律第26号)
(45) 建設工事に係る資材と再資源化等に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第37号)	(45) 建設工事に係る資材と再資源化等に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第37号)
(46) 土壌汚染対策法	(平成29年6月改正)	法律第45号)	(46) 土壌汚染対策法	(平成29年6月改正)	法律第45号)
(47) 駐車場法	(平成29年5月改正)	法律第26号)	(47) 駐車場法	(平成29年5月改正)	法律第26号)
(48) 海上交通安全法	(令和5年5月改正)	法律第34号)	(48) 海上交通安全法	(令和3年6月改正)	法律第53号)
(49) 海上衝突予防法	(平成15年6月改正)	法律第63号)	(49) 海上衝突予防法	(平成15年6月改正)	法律第63号)
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第43号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第43号)
(51) 船員法	(令和6年5月改正)	法律第42号)	(51) 船員法	(令和3年6月改正)	法律第75号)
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦法	(令和5年5月改正)	法律第24号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦法	(平成30年6月改正)	法律第59号)
(53) 船舶安全法	(令和3年5月改正)	法律第43号)	(53) 船舶安全法	(令和3年5月改正)	法律第43号)
(54) 自然環境保全法	(平成31年4月改正)	法律第20号)	(54) 自然環境保全法	(平成31年4月改正)	法律第20号)
(55) 自然公園法	(令和3年5月改正)	法律第29号)	(55) 自然公園法	(令和3年5月改正)	法律第29号)
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和6年6月改正)	法律第54号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第37号)
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第36号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第36号)
(58) 河川法施行法抄	(平成11年12月改正)	法律第160号)	(58) 河川法施行法抄	(平成11年12月改正)	法律第160号)
(59) 技術士法	(令和元年6月改正)	法律第37号)	(59) 技術士法	(令和元年6月改正)	法律第37号)
(60) 漁業法	(令和3年5月改正)	法律第47号)	(60) 漁業法	(令和3年5月改正)	法律第47号)
(61) 空港法	(令和4年6月改正)	法律第62号)	(61) 空港法	(令和4年6月改正)	法律第62号)
(62) 計量法	(平成26年6月改正)	法律第69号)	(62) 計量法	(平成26年6月改正)	法律第69号)
(63) 厚生年金保険法	(令和6年6月改正)	法律第47号)	(63) 厚生年金保険法	(令和5年3月改正)	法律第3号)
(64) 航路標識法	(令和3年6月改正)	法律第53号)	(64) 航路標識法	(令和3年6月改正)	法律第53号)
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和4年5月改正)	法律第46号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和4年5月改正)	法律第46号)

改 正 後	現 行
(66) 最低賃金法 (平成24年 4 月改正 法律第27号) (67) 職業安定法 (令和 4 年 3 月改正 法律第12号) (68) 所得税法 (令和 6 年 5 月改正 法律第26号) (69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号) (70) 船員保険法 (令和 6 年 6 月改正 法律第47号) (71) 著作権法 (令和 6 年 6 月改正 法律第55号) (72) 電波法 (令和 5 年12月改正 法律第87号) (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4 年 4 月改正 法律第32号) (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 6 年 6 月改正 法律第47号) (75) 農薬取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第36号) (76) 毒物及び劇物取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第36号) (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年 5 月改正 法律第41号) (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和 6 年 6 月改正 法律第54号) (79) 警備業法 (令和 5 年 6 月改正 法律第63号) (80) 個人情報保護に関する法律 (令和 5 年11月改正 法律第79号) (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 6 年 6 月改正 法律第53号) (82) 景観法 (令和 4 年 6 月改正 法律第110号) (83) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (令和 5 年 5 月改正 法律第191号)	(66) 最低賃金法 (平成24年 4 月改正 法律第27号) (67) 職業安定法 (令和 4 年 3 月改正 法律第12号) (68) 所得税法 (令和 5 年 6 月改正 法律第44号) (69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号) (70) 船員保険法 (令和 5 年 5 月改正 法律第31号) (71) 著作権法 (令和 3 年 6 月改正 法律第52号) (72) 電波法 (令和 4 年12月改正 法律第93号) (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4 年 4 月改正 法律第32号) (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 4 年 3 月改正 法律第12号) (75) 農薬取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第36号) (76) 毒物及び劇物取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第36号) (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年 5 月改正 法律第41号) (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和 元 年 6 月改正 法律第35号) (79) 警備業法 (令和 元 年 6 月改正 法律第37号) (80) 個人情報保護に関する法律 (令和 5 年11月改正 法律第79号) (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 5 年 6 月改正 法律第58号) (82) 景観法 (令和 4 年 6 月改正 法律第110号) (83) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (令和 5 年 5 月改正 法律第191号)
2. ～3. [略]	2. ～3. [略]
1-1-44 ～ 1-1-48 [略]	1-1-44 ～ 1-1-48 [略]
1-1-49 特許権等	1-1-49 特許権等
1. ～2. [略]	1. ～2. [略]
3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和 6 年 6 月改正 法律第 55 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。
1-1-50 ～ 1-1-54 [略]	1-1-50 ～ 1-1-54 [略]
第 2 章 材料	第 2 章 材料
第 1 節 一般事項	第 1 節 一般事項
2-1-1 [略]	2-1-1 [略]
2-1-2 材料の見本・品質証明資料等の提出 受注者は、設計図書及び監督員が指示する工事材料について、事前に見本又は品質証明資料等を提出し、監督員の承諾を得るものとする。 <u>なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等については、JIS マーク表示状態を監督職員が確認する場合において見本又は品質証明資料等の提出は省略できる。</u>	2-1-2 材料の見本又は資料の提出 受注者は、設計図書及び監督員が指示する工事材料について、事前に見本又は資料を提出し、監督員の承諾を得るものとする。
2-1-3 ～ 2-1-4 [略]	2-1-3 ～ 2-1-4 [略]
第 2 節～第 3 節 [略]	第 2 節～第 3 節 [略]

改 正 後	現 行								
第4節 石材及び骨材 2-4-1～2-4-10 [略] 2-4-11 アスファルト舗装用骨材等 1. ～3. [略] 4. 再生砕石 再生砕石の粒度は、表2-4-2 の規格に適合したものとする。 表 2-4-2 再生砕石の粒度 [略] 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む解砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。 5. 再生粒度調整砕石 再生粒度調整砕石の粒度は、表2-4-3 の規格に適合したものとする。 表 2-4-3 再生粒度調整砕石の粒度 [略] 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む解砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。 6. [略] 7. アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装再生便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし、表2-4-4 若しくは表2-4-5いずれか一方の規格に適合したものとする。 表 2-4-4 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 [略] 表 2-4-5 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><th>項 目 名 称</th><th>旧アスファルト 含有量 (%)</th><th>アスファルトコンクリート 再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm</th><th>骨材の微粒分量試験で 75 μ m を通過する量 (%)</th></tr><tr><td>規格値</td><td>3.8 以上</td><td>1.70 以上</td><td>5 以下</td></tr></table> 注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 注2) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mm の粒度に適用する。なお、13mm 以下が2 種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 注3) 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 注4) アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mm と5～0mm に分級し、これらを質量比1：1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。 作製した供試体の厚さは50.0 ±1.0mm とし、供試体が所定の空隙率(ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%)を超えた場合、圧裂試験に供することはできない。 注5) 骨材の微粒分量は「JIS A1103：2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 注6) アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材と調整して使用することが望ましい。 8. ～9. [略] 10. 安定剤	項 目 名 称	旧アスファルト 含有量 (%)	アスファルトコンクリート 再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm	骨材の微粒分量試験で 75 μ m を通過する量 (%)	規格値	3.8 以上	1.70 以上	5 以下	第4節 石材及び骨材 2-4-1～2-4-10 [略] 2-4-11 アスファルト舗装用骨材等 1. ～3. [略] 4. 再生砕石 再生砕石の粒度は、表2-4-2 の規格に適合したものとする。 表 2-4-2 再生砕石の粒度 [略] 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。 5. 再生粒度調整砕石 再生粒度調整砕石の粒度は、表2-4-3 の規格に適合したものとする。 表 2-4-3 再生粒度調整砕石の粒度 [略] 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。 6. [略] 7. アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装再生便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし、表2-4-4 の規格に適合したものとする。 表 2-4-4 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 [略] 表 2-4-5 [新設] 8. ～9. [略] 10. 安定剤
項 目 名 称	旧アスファルト 含有量 (%)	アスファルトコンクリート 再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm	骨材の微粒分量試験で 75 μ m を通過する量 (%)						
規格値	3.8 以上	1.70 以上	5 以下						

改 正 後	現 行
(1) 瀝青材料 瀝青安定処理に使用する瀝青材料(<u>再生舗装工法における新アスファルトを含む。</u>)の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びJ I S K 2208 石油アスファルト乳剤に適合したものである。 (2)～(3) [略] 第5節 鋼 材 2-5-1 [略] 2-5-2 鋼 材 1. ～2. [略] 3. 鋼 管 (1)～(10) [略] (11) <u>W S P A-101</u> (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 S T W 4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 (1)～(14) [略] (15) <u>J D P A G 1053</u> (A L W形ダクタイル鋳鉄管) 記号 A L 1、A L 2、A W 5. [略] 2-5-3～2-5-7 [略] 第6節～第11節 [略] 第12節 塗 料 2-12-1～2-12-3 [略] 2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装 ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものである。 1. 直管部 内 面 J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) <u>J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)</u> <u>J D P A G 1053 (A L W形ダクタイル鋳鉄管)</u> 外 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管) 2. 異形管部 内 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 157 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u> 外 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) 3. 継手部 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 157 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u>	(1) 瀝青材料 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びJ I S K 2208 石油アスファルト乳剤に適合したものである。 (2)～(3) [略] 第5節 鋼 材 2-5-1 [略] 2-5-2 鋼 材 1. ～2. [略] 3. 鋼 管 (1)～(10) [略] (11) <u>W S P A-101-2009</u> (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 S T W 4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 (1)～(14) [略] (15) <u>J D P A G 1053-2020</u> (A L W形ダクタイル鋳鉄管) 記号 A L 1、A L 2、A W 5. [略] 2-5-3～2-5-7 [略] 第6節～第11節 [略] 第12節 塗 料 2-12-1～2-12-3 [略] 2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装 ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものである。 1. 直管部 内 面 J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) <u>J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)</u> <u>J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u> 外 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管) 2. 異形管部 内 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u> 外 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) 3. 継手部 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u>

改 正 後	現 行
第3章 施工共通事項 第1節 [略] 第2節 一般事項 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従う ものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1)～(5) [略] <u>(6) 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)</u> (公社) 日本道路協会 <u>(7) 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)</u> (公社) 日本道路協会 <u>(8) 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編)</u> (公社) 日本道路協会 <u>(9) 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ上下部接続部編)</u> (公社) 日本道路協会 <u>(10)～(52)</u> [略] 3-2-2 一般事項 [略] 第3～第7節 [略] 第8節 型枠及び支保 3-8-1 [略] 3-8-2 型枠 1.～4. [略] 5. 受注者は、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編1-1-<u>39</u>境対策4. (2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督職員へ提出しなければならない。 なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。 3-8-3 支 保 1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、<u>受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u> また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。 2.～3. [略] 第9節～第13節 [略] 第14節 防食対策工 3-14-1 [略] 3-14-2 防食対策工 1.～3. [略] 4. 鋼管(プラスチック被覆鋼管を除く)は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は、配管延長 10m 以内の短い方、ダクトイル鋳鉄管は1本目までをポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。 なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、(一社) <u>日本ダクトイル鉄管協会</u>より発行されている技術資料に準じるものとする。 5.～6. [略] 第15節～第19節 [略] 第20節 仮設工 3-20-1 ～ 3-20-4 [略] 3-20-5 仮設土留、仮締切工 1.～ 21. [略]	第3章 施工共通事項 第1節 [略] 第2節 一般事項 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従う ものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1)～(5) [略] <u>(6) 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・鋼部材編編)</u> (公社) 日本道路協会 [新設] <u>(7) 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編)</u> (公社) 日本道路協会 [新設] <u>(8)～(50)</u> [略] 3-2-2 一般事項 [略] 第3～第7節 [略] 第8節 型枠及び支保 3-8-1 [略] 3-8-2 型枠 1～4 [略] 5. 受注者は、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編1-1-<u>37</u>境対策4. (2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督職員へ提出しなければならない。 なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。 3-8-3 支 保 1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を<u>各支柱に分布させなければならない。</u> また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。 2.～3. [略] 第9節～第13節 [略] 第14節 防食対策工 3-14-1 [略] 3-14-2 防食対策工 1.～3. [略] 4. 鋼管(プラスチック被覆鋼管を除く)は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は、配管延長 10m 以内の短い方、ダクトイル鋳鉄管は1本目までをポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。 なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、(一社) <u>日本ダクトイル鋳鉄管協会</u>より発行されている技術資料に準じるものとする。 5.～6. [略] 第15節～第19節 [略] 第20節 仮設工 3-20-1 ～ 3-20-4 [略] 3-20-5 仮設土留、仮締切工 1.～ 21. [略]

改 正 後	現 行																																																																																																																																																																																																						
22. たて込み簡易土留 (1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、<u>次の規則等を遵守しなければならない。</u> <u>ア クレーン等安全規則 74 条の2</u> <u>イ 労働安全衛生規則第164 条2 項3 項</u> <u>ウ 安衛則等の一部を改正する省令の施行について（平成4 年8 月24 日付け基発第 480号労働省労働基準局長通達）</u> <u>エ 車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げの作業時等における安全の確保について（平成4 年10 月1 日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成15 年12 月17 日付け基発第1217001 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達）</u> <u>オ 土止め先行工法に関するガイドライン（平成15 年12 月17 日付け基発第1217001 号厚生労働省労働基準局長通達）</u> (2) ～ (14) [略] 23. ～ 26. [略] 3-20-6 ～ 3-20-11 [略] 第21 節 [略] 第2 編 工事別編 第1 章 ～ 第2 章 [略] 第3 章 舗装工事、道路改良工事 第1 節～第13 節 [略] 第14 節 付帯施設工 3-14-1 ～ 3-14-2 [略] 3-14-3 標識工 1. [略] 2. 材料 (1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。 ア～エ [略] 表 3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数） <table><tr><th></th><th>観測角°</th><th>入射角°</th><th>白</th><th>黄</th><th>赤</th><th>青</th><th>緑</th></tr><tr><td rowspan="9">封入レンズ型</td><td rowspan="3">12´ (0.2°)</td><td>5°</td><td>70</td><td>50</td><td>15</td><td>4.0</td><td>9.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>30</td><td>22</td><td>6.0</td><td>1.7</td><td>3.5</td></tr><tr><td>40°</td><td>10</td><td>7.0</td><td>2.0</td><td>0.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="3">20´(0.33°)</td><td>5°</td><td>50</td><td>35</td><td>10</td><td>2.0</td><td>7.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>24</td><td>16</td><td>4.0</td><td>1.0</td><td>3.0</td></tr><tr><td>40°</td><td>9.0</td><td>6.0</td><td>1.8</td><td>0.4</td><td>1.2</td></tr><tr><td rowspan="3">2.0°</td><td>5°</td><td>5.0</td><td>3.0</td><td>0.8</td><td>0.2</td><td>0.6</td></tr><tr><td>30°</td><td>2.5</td><td>1.5</td><td>0.4</td><td>0.1</td><td>0.3</td></tr><tr><td>40°</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.3</td><td>0.06</td><td>0.2</td></tr><tr><td rowspan="5">カプセル型</td><td rowspan="3">12´(0.2°)</td><td>5°</td><td>250</td><td>170</td><td>45</td><td>20</td><td>45</td></tr><tr><td>30°</td><td>150</td><td>100</td><td>25</td><td>11</td><td>25</td></tr><tr><td>40°</td><td>110</td><td>70</td><td>16</td><td>8.0</td><td>16</td></tr><tr><td rowspan="2">20´(0.33°)</td><td>5°</td><td>180</td><td>122</td><td>25</td><td>14</td><td>21</td></tr><tr><td>30°</td><td>100</td><td>67</td><td>14</td><td>7.0</td><td>11</td></tr></table>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	封入レンズ型	12´ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20´(0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	カプセル型	12´(0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20´(0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	7.0	11	22. たて込み簡易土留 (1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、<u>クレーン等安全規則74 条の2 及び労働安全衛生規則第164 条2 項及び3 項並びに平成4 年8 月24 日付け基発第480 号、平成4 年10 月1 日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成15 年12 月17 日付け基発第1217001 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達を遵守しなければならない。</u> (2) ～ (14) [略] 23. ～ 26. [略] 3-20-6 ～ 3-20-11 [略] 第21 節 [略] 第2 編 工事別編 第1 章 ～ 第2 章 [略] 第3 章 舗装工事、道路改良工事 第1 節～第13 節 [略] 第14 節 付帯施設工 3-14-1 ～ 3-14-2 [略] 3-14-3 標識工 1. [略] 2. 材料 (1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。 ア～エ [略] 表 3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数） <table><tr><th></th><th>観測角°</th><th>入射角°</th><th>白</th><th>黄</th><th>赤</th><th>青</th><th>緑</th></tr><tr><td rowspan="9">封入レンズ型</td><td rowspan="3">12´ (0.2°)</td><td>5°</td><td>70</td><td>50</td><td>15</td><td>4.0</td><td>9.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>30</td><td>22</td><td>6.0</td><td>1.7</td><td>3.5</td></tr><tr><td>40°</td><td>10</td><td>7.0</td><td>2.0</td><td>0.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="3">20´(0.33°)</td><td>5°</td><td>50</td><td>35</td><td>10</td><td>2.0</td><td>7.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>24</td><td>16</td><td>4.0</td><td>1.0</td><td>3.0</td></tr><tr><td>40°</td><td>9.0</td><td>6.0</td><td>1.8</td><td>0.4</td><td>1.2</td></tr><tr><td rowspan="3">2.0°</td><td>5°</td><td>5.0</td><td>3.0</td><td>0.8</td><td>0.2</td><td>0.6</td></tr><tr><td>30°</td><td>2.5</td><td>1.5</td><td>0.4</td><td>0.1</td><td>0.3</td></tr><tr><td>40°</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.3</td><td>0.06</td><td>0.2</td></tr><tr><td rowspan="5">カプセル型</td><td rowspan="3">12´(0.2°)</td><td>5°</td><td>250</td><td>170</td><td>45</td><td>20</td><td>45</td></tr><tr><td>30°</td><td>150</td><td>100</td><td>25</td><td>11</td><td>25</td></tr><tr><td>40°</td><td>110</td><td>70</td><td>16</td><td>8.0</td><td>16</td></tr><tr><td rowspan="2">20´(0.33°)</td><td>5°</td><td>180</td><td>122</td><td>25</td><td>14</td><td>21</td></tr><tr><td>30°</td><td>100</td><td>67</td><td>14</td><td>7.0</td><td>11</td></tr></table>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	封入レンズ型	12´ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20´(0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	カプセル型	12´(0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20´(0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	7.0	11
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																
封入レンズ型	12´ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																																																																																
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																																																
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																																																																																																
	20´(0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																																																
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																																																
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																																																																																
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																																																																																
カプセル型	12´(0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																																																																																
		30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																																																																																
		40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																																																																																																
	20´(0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																																																																																
		30°	100	67	14	7.0	11																																																																																																																																																																																																
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																
封入レンズ型	12´ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																																																																																
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																																																
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																																																																																																
	20´(0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																																																
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																																																
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																																																																																
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																																																																																
カプセル型	12´(0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																																																																																
		30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																																																																																
		40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																																																																																																
	20´(0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																																																																																
		30°	100	67	14	7.0	11																																																																																																																																																																																																

改 正 後								現 行							
削る	2.0°	40°	95	64	13	7.0	11	(旧) 広角プリズム型	2.0°	40°	95	64	13	7.0	11
		5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6			5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3			30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
	削る	削る	削る	削る	削る	削る	削る		12° (0.2°)	5°	430	350	70	30	45
		削る	削る	削る	削る	削る	削る			30°	235	190	45	16	23
	削る	削る	削る	削る	削る	削る	削る		20° (0.33°)	5°	300	250	45	20	33
		削る	削る	削る	削る	削る	削る			30°	150	130	20	10	18
	削る	削る	削る	削る	削る	削る	削る		30° (0.5°)	5°	250	200	40	18	25
		削る	削る	削る	削る	削る	削る			30°	170	140	20	12	19
	削る	削る	削る	削る	削る	削る	削る		1.0°	5°	80	65	12	4.0	9.0
		削る	削る	削る	削る	削る	削る			30°	50	40	8.0	2.5	5.0
封入プリズム型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	封入プリズム型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5			30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0		20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0			30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	30° (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5		30° (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5
		30°	15	13	4.0	1.0	2.2			30°	15	13	4.0	1.0	2.2
	1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0		1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0
		30°	12	10	3.0	0.8	1.8			30°	12	10	3.0	0.8	1.8
カプセルプリズム型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	カプセルプリズム型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25			30°	150	100	25	11	25
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21		20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11			30°	100	67	14	7.0	11
	30° (0.5°)	5°	150	110	25	13	21		30° (0.5°)	5°	150	110	25	13	21
		30°	72	54	13	6.0	10			30°	72	54	13	6.0	10
	1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0		1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0
		30°	12	10	3.0	0.8	1.8			30°	12	10	3.0	0.8	1.8
広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	570	380	75	50	70	広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	570	380	75	50	70
		30°	235	190	45	16	25			30°	235	190	45	16	25
	20° (0.33°)	5°	400	280	54	30	50		20° (0.33°)	5°	400	280	54	30	50
		30°	170	140	20	12	19			30°	170	140	20	12	19
	30° (0.5°)	5°	300	230	45	30	45		30° (0.5°)	5°	300	230	45	30	45
		30°	170	140	20	12	19			30°	170	140	20	12	19
	1.0°	5°	120	70	14	5.0	10		1.0°	5°	120	70	14	5.0	10
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0			30°	50	40	8.0	2.5	5.0

注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

(2) ～ (3) [略]

3. [略]

3-14-4 ～ 3-14-8 [略]

第15節 [略]

第4章 水路トンネル工事 [略]

注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

(2) ～ (3) [略]

3. [略]

3-14-4 ～ 3-14-8 [略]

第15節 [略]

第4章 水路トンネル工事 [略]

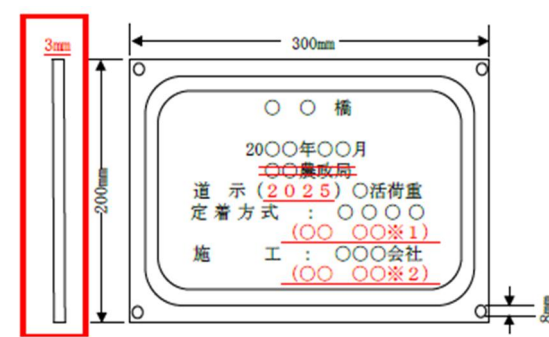
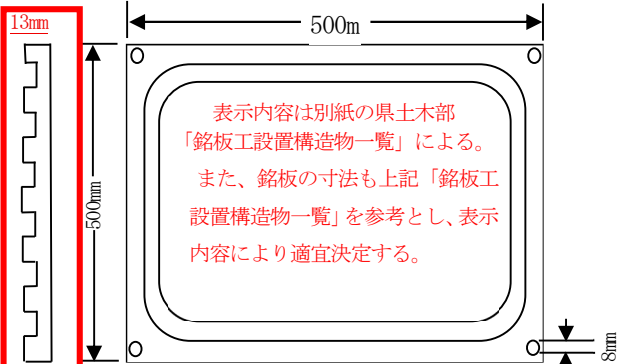
改 正 後	現 行
第5章 水路工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 5-2-1 [略] 5-2-2 一般事項 1. [略] 2. 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を点検するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督職員に連絡しなければならない。 3. ～ 4. [略] 5. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。 第3節～第10節 [略] 第11節 擁壁工 5-11-1 [略] 5-11-2 現場打ち擁壁工 1. ～ 6. [略] 7. 受注者は、現場打ち擁壁工に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. [略] 9. 受注者は、裏込石の施工に当たり、砕石、割ぐり石又はクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない。 5-11-3 プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第2編3-6-5プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。 5-11-4～5-11-5 [略] 第12節～第15節 [略] 第6章 排水路工事、河川工事 [略] 第7章 管水路工事 第2節 一般事項 7-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1) ～ (18) [略] (19) J D P A W 20 (ALW形ダクタイル鋳鉄管接合要領書) (20) J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) (21) J I S Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法) (22) J I S Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) (23) J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆装銅管－第1部：直管) (24) J I S G 3443-2 (水輸送用塗覆装銅管－第2部：異形管) (25) J I S G 3443-3 (水輸送用塗覆装銅管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)	第5章 水路工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 5-2-1 [略] 5-2-2 一般事項 1. [略] 2. 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督職員に報告しなければならない。 3. ～ 4. [略] 5. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない。 第3節～第10節 [略] 第11節 擁壁工 5-11-1 [略] 5-11-2 現場打ち擁壁工 1. ～ 6. [略] 7. 受注者は、現場打ち擁壁工に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、監督員の承諾を得るものとする。 8. [略] 9. 受注者は、裏込石の施工に当たり、砕石、割ぐり石を敷均し、締固めを行わなければならない。 5-11-3 プレキャスト擁壁工 1. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工に当たり、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。 2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工に当たり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。 5-11-4～5-11-5 [略] 第12節～第15節 [略] 第6章 排水路工事、河川工事 [略] 第7章 管水路工事 第2節 一般事項 7-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1) ～ (18) [略] [新設] (19) J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) (20) J I S Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法) (21) J I S Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) (22) J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆装銅管－第1部：直管) (23) J I S G 3443-2 (水輸送用塗覆装銅管－第2部：異形管) (24) J I S G 3443-3 (水輸送用塗覆装銅管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)

改 正 後	現 行								
<u>(26)</u> J I S G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装) 7-2-2 一般事項 1. [略] 2. 布設接合 (1) ～ (8) [略] (9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、<u>第1編3-20-5 の22 たて込み簡易土留の施工についての規定</u>を遵守しなければならない。 (10) ～ (18) [略] 3. [略] 第3節・第4節 [略] 第5節 管体基礎工 7-5-1 [略] 7-5-2 碎石基礎工 碎石基礎工の施工については、本章7-5-1 砂基礎工の規定に準じて行うものとする。なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について碎石基礎となる場合は、本章7-6-4 鋼管布設工 2. 据付 (3) 塗覆装<u>エ</u>の規定により塗装の保護を行うものとする。 7-5-3 [略] 第6節 管体工 7-6-1～7-6-3 [略] 7-6-4 鋼管布設工 1. [略] 2. 据付 (1) ～ (2) [略] (3) 塗覆装 ア～イ [略] ウ プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、<u>表7-6-3</u>を基本とする。 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102 による。 表 7-6-3 継手部外面塗装仕様 <table> <tr> <th>塗 覆 装 仕 様</th><th>厚 さ</th></tr> <tr> <td>現場溶接部：ジョイントコート 「<u>長寿命形水道用ジョイントコート</u>」 (WSP 012)」</td><td><u>[削る]</u> 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上</td></tr> </table> エ 基礎材が碎石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、<u>WSP 012</u> に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。 3. [略] 7-6-5 [略] 第7節 ～ 第18 節 [略] 第8章 ～ 第11条 [略] (第9章：空き章) 第12 章 P C橋工事	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>長寿命形水道用ジョイントコート</u> 」 (WSP 012)」	<u>[削る]</u> 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上	<u>(25)</u> J I S G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装) 7-2-2 一般事項 1. [略] 2. 布設接合 (1) ～ (8) [略] (9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、<u>クレーン等安全規則74 条の2、労働安全衛生規則第164 条2項及び3項、並びに平成4年8月24 日付け基発第480 号及び平成4年10月1 日付け基発第542 号労働省労働基準局長通達、平成14 年3月29 日付基安発0329003 号(土止め先行工法) 厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達</u>を遵守しなければならない。 (10) ～ (18) [略] 3. [略] 第3節・第4節 [略] 第5節 管体基礎工 7-5-1 [略] 7-5-2 碎石基礎工 碎石基礎工の施工については、本章7-5-1 砂基礎工の規定に準じて行うものとする。なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について碎石基礎となる場合は、本章7-6-4 鋼管布設工 2. 据付 (3) 塗覆装<u>4)</u>の規定により塗装の保護を行うものとする。 7-5-3 [略] 第6節 管体工 7-6-1～7-6-3 [略] 7-6-4 鋼管布設工 1. [略] 2. 据付 (1) ～ (2) [略] (3) 塗覆装 ア～イ [略] ウ プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、<u>WSP 012 プラスチック系</u>を基本とする。 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102 による。 表 7-6-3 継手部外面塗装仕様 <table> <tr> <th>塗 覆 装 仕 様</th><th>厚 さ</th></tr> <tr> <td>現場溶接部：ジョイントコート 「<u>水道用塗覆装鋼管ジョイントコート</u>」 (WSP 012)」</td><td><u>プラスチック系の場合</u> 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上</td></tr> </table> エ 基礎材が碎石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、<u>JWWA K 153</u> に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。 3. [略] 7-6-5 [略] 第7節 ～ 第18 節 [略] 第8章 ～ 第11条 [略] (第9章：空き章) 第12 章 P C橋工事	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>水道用塗覆装鋼管ジョイントコート</u> 」 (WSP 012)」	<u>プラスチック系の場合</u> 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上
塗 覆 装 仕 様	厚 さ								
現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>長寿命形水道用ジョイントコート</u> 」 (WSP 012)」	<u>[削る]</u> 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上								
塗 覆 装 仕 様	厚 さ								
現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>水道用塗覆装鋼管ジョイントコート</u> 」 (WSP 012)」	<u>プラスチック系の場合</u> 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上								

改 正 後	現 行
第1節 [略] 第2節 一般事項 12-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 <u>〔削る。〕</u> <u>〔削る。〕</u> <u>〔削る。〕</u> (1) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会 (2) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会 (3) コンクリート道路橋設計便覧 (公社) 日本道路協会 (4) コンクリート道路橋施工便覧 (公社) 日本道路協会 (5) 道路照明施設設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会 (6) <u>プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) 建設省土木研究所</u> <u>〔削る。〕</u> (7) <u>道路橋伸縮装置便覧 (公社) 日本道路協会</u> 12-2-2 一般事項 1. [略] 2. 作業ヤード整備工 (1) [略] (2) 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、<u>ヤード敷地内に碎石を</u>平坦に敷均さなければならない。 3. [略] 第3節 コンクリート橋架設工 12-3-1 架設工 1. ～ 2. [略] 3. 架設支保工(固定) 支保工及び支保工基礎の施工については、<u>第1編 3-8-3 支保の規定によるものとする。</u> 4. [略] 5. 片持架設工 (1) ～ (3) [略] (4) 支保工及び支保工基礎の施工については、<u>第1編 3-8-3 支保の規定によるものとする。</u> 6. 押出し架設工 (1) ～ (3) [略] (4) 受注者は、各滑り装置の高さについて、<u>入念に</u>管理を行わなければならない。 12-3-2 横組工 1. [略] 2. 受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。 (1) [略]	第1節 [略] 第2節 一般事項 12-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1) <u>道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (公社) 日本道路協会</u> (2) <u>道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (公社) 日本道路協会</u> (3) <u>道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (公社) 日本道路協会</u> (4) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会 (5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会 (6) コンクリート道路橋設計便覧 (公社) 日本道路協会 (7) コンクリート道路橋施工便覧 (公社) 日本道路協会 (8) 道路照明施設設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会 (9) <u>プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針(公社) 日本道路協会</u> (10) <u>道路橋の塩害対策指針(案)・同解説 (公社) 日本道路協会</u> <u>〔新設〕</u> 12-2-2 一般事項 1. [略] 2. 作業ヤード整備工 (1) [略] (2) 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、平坦に敷均さなければならない。 3. [略] 第3節 コンクリート橋架設工 12-3-1 架設工 1. ～ 2. [略] 3. 架設支保工(固定) 支保工及び支保工基礎の施工については、<u>次の規定によるものとする。</u> (1) <u>受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u> (2) <u>受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</u> 4. [略] 5. 片持架設工 (1) ～ (3) [略] (4) 支保工及び支保工基礎の施工については、<u>次の規定によるものとする。</u> <u>ア 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u> <u>イ 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</u> 6. 押出し架設工 (1) ～ (3) [略] (4) 受注者は、各滑り装置の高さについて、<u>十分な</u>管理を行わなければならない。 12-3-2 横組工 1. [略] 2. 受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。 (1) [略]

改 正 後	現 行
(2) 受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、<u>ごみなどが付着しないよう挿入しなければならない。</u> (3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。</u> (4) PC鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めなければならない。</u> (5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てなければならない。</u> (6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配置しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび<u>や損傷から保護しなければならない。</u> 3. 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7 倍以上であることを<u>確認しなければならない。</u> なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 (2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<u>確認しなければならない。</u> (3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を<u>行わなければならない。</u> ア～イ [略] (4) プレストレスの導入に先立ち、<u>(3) の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出しなければならない。</u> (5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように<u>管理しなければならない。</u> (6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡する<u>とともに</u>原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。 (7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に<u>行わなければならない。</u> (8) プレストレッシングの<u>施工は</u>、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備<u>及び</u>保管し、監督員<u>又は</u>検査職員から請求があった場合は速やかに<u>提示しなければならない。</u> (9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。<u>これにより難しい場合は、設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。 (10) [略] (11) PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を<u>定めなければならない。</u> 4. 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア グラウトに用いるセメントはJ I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する<u>ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</u> イ <u>グラウト</u>は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。 ウ [略] エ グラウトの材齢28 日における圧縮強度は、30.0N/mm² 以上<u>とするものとする。</u> オ <u>グラウト</u>の体積変化率は<u>±0.5%の範囲内とする。</u>	(2) PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土<u>及び</u>ごみ等が付着しないよう<u>挿入作業をするものとする。</u> (3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>圧力に耐えうる強度を有し、また継手箇所が少なくなるようにするものとする。</u> (4) PC鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めるものとする。</u> (5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てるものとする。</u> (6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配置しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび、<u>損傷を受けたりしないように保護するものとする。</u> 3. 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7 倍以上であることを<u>確認するものとする。</u> なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 (2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<u>確認するものとする。</u> (3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を<u>行うものとする。</u> ア～イ [略] (4) プレストレスの導入に先立ち、<u>前項(3) の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出するものとする。</u> (5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように<u>管理するものとする。</u> (6) 緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡する<u>とともに</u>、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。— (7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に<u>行うものとする。</u> (8) プレストレッシングの<u>施工について</u>は、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時<u>及び</u>コンクリートの強度等の記録を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに<u>提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</u> (9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。<u>これ以外の場合、</u>監督員と協議しなければならない。 (10) [略] (11) PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を<u>定めるものとする。</u> 4. 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア グラウトに用いるセメントはJ I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する <u>普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監職員の承諾を得るものとする。</u> イ <u>混和剤</u>は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。 ウ [略] エ グラウトの材齢28 日における圧縮強度は、30.0N/mm² 以上を<u>標準とする。</u> オ 体積変化率は、<u>PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法(鉛直管方法)(JSCF-F535) に準じて求める値が-0.5～0.5%の範囲内であることを標準とする。</u>

改 正 後	現 行
カ グラウトのブリーディング率は、24 時間後<u>0.0%</u>とするものとする。 キヘク [略] (2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。 ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。 ア [略] イ ブリーディング率及び体積変化率<u>の試験</u> ウヘエ [略] (3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。 また、排出口より様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。 <u>(4) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</u> <u>(5) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。</u> <u>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上を保ち、凍結することのないように行わなければならない。</u> <u>(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</u> なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。 12-3-3 支承工 受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧施工の<u>規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u> 第4節 橋梁付属物工 12-4-1 伸縮装置工 1. 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を<u>決定しなければならない。また、監督員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u> 2. 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、<u>設計図書によらなければならない。</u> 12-4-2 ～ 12-4-3 [略] 12-4-4 地覆工 受注者は、<u>地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。</u> 12-4-5 ～ 12-4-6 [略] 12-4-7 銘板工 1. 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	カ グラウトのブリーディング率は、24 時間後<u>0%</u>とするものとする。 キヘク [略] (2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。 ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。 ア [略] イ ブリーディング率及び体積変化率試験 ウヘエ [略] (3) グラウトの施工にあたっては、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。 また、排出口より様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。 [新設] <u>(4) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。</u> <u>(5) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウトが凍結することのないように、行うものとする。</u> <u>(6) 暑中における施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないようにしなければならない。</u> なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。 12-3-3 支承工 受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧施工の<u>規定によらなければならない。</u> 第4節 橋梁付属物工 12-4-1 伸縮装置工 1. 受注者は、伸縮装置の据付けについて、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を<u>決定し、事前に監督職員に報告しなければならない。</u> 2. 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、<u>設計図書によるものとする。</u> 12-4-2 ～ 12-4-3 [略] 12-4-4 地覆工 受注者は、<u>設計図書に基づいて地覆を施工しなければならない。</u> 12-4-5 ～ 12-4-6 [略] 12-4-7 銘板工 1. 受注者は、橋歴板の製作について、材質は J I S H 2202 (鋳鉄用銅合金地金) を使用し、寸法及び記載事項は、<u>図12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。</u>

改 正 後	現 行
 板厚3mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名 図 12-4-1 橋歴板の記載例	 板厚8mm、字厚5mm、計13mm [新設] 図 12-4-1 橋歴板の記載例
2. 受注者は、<u>橋歴板は</u>起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。 3. <u>受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。</u>	2. 受注者は、<u>橋歴板は</u>起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については監督職員の指示によらなければならない。 3. 橋歴板に記載する年月は、橋梁の<u>完成年月とする。</u>
12-4-8 現場塗装工	12-4-8 現場塗装工
1. ～ 8. [略] 9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。<u>これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表12-4-1 塗装禁止条件に示すとおりである。</u>	1. ～ 8. [略] 9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。 [新設]
(1) [略] <u>[削る。]</u>	(1) [略]
<u>(2) 降雨等で表面が濡れているとき。</u> <u>(3) 風が強いとき、及び塵埃が多いとき。</u> <u>(4) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。</u> <u>(5) 炎天で表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。</u> <u>(6) その他監督職員が不適当と認めるとき。</u>	<u>(2) 低温用の塗料に対する制限は上表において、気温については5℃以下、20℃以上、湿度については85%以上とする。</u> <u>(3) 降雨等で表面が濡れているとき。</u> <u>(4) 風が強いとき、及び塵埃が多いとき。</u> <u>(5) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。</u> <u>(6) 炎天で表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。</u> <u>(7) その他監督職員が不適当と認めるとき。</u>
10. [略]	10. [略]
11. 受注者は、<u>塗り残し、ながれ、しわ</u>等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	11. 受注者は、<u>塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ</u>等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。
12. 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<u>塗料を均一な状態</u>にしてから使用しなければならない。	12. 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<u>底部に顔料が沈殿しないよう</u>にしてから使用しなければならない。
13. 下塗り	13. 下塗り
(1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装しなければならない。</u> (2) ～ (4) [略] (5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。	(1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装するものとする。</u> (2) ～ (4) [略] (5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。
ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。	ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。

改 正 後	現 行																																																		
なお、防錆剤の<u>使用については、設計図書に関して</u>監督員の承諾を<u>得なければならない</u>。 14. ～ 15. [略] 16. 検査 (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成<u>及び</u>保管し、監督員<u>又は検査職員から</u>請求があった場合は速やかに提示するとともに<u>工事完成時に監督員へ</u>提出しなければならない。 (2) ～ (4) [略] (5) 受注者は、膜厚測定器として<u>電磁膜厚計</u>を使用しなければならない。 (6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。 ア 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の90%以上とするものとする。 イ 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の70%以上とするものとする。 ウ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の20%を<u>超えないものとする</u>。ただし、<u>標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする</u>。 エ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の<u>場合は</u>さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が<u>管理</u>基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は<u>最上層の塗料を塗増して、再検査しなければならない</u>。 (7) [略] 第5節 舗装工 12-5-1 ～ 12-5-2 [略] 12-5-3 グースアスファルト舗装工 1. ～ 4. [略] 5. 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に<u>ついては</u>、舗装施工便覧の<u>規定による</u>。 6. 接着剤の塗布に<u>当たっては</u>、以下の<u>各規定による</u>。 (1) [略] (2) 接着剤の規格は表12-5-1(1)及び12-5-1(2)を満足するものでなければならない。 表12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>規格値</th><th rowspan="2">試験方法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不揮発分（%）</td><td>50 以上</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]</td><td>5(0.5)以下</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間（分）</td><td>90 以下</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>低温風曲試験（-10℃、3mm）</td><td>合格</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>基盤目試験（点）</td><td>10</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K <u>5600</u></td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K <u>5600</u></td></tr></table> （注）基盤目試験の判定点は（一財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。 表12-5-1(2) [略] (3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、<u>0.3～0.4 ㎏/㎡の割合で塗布</u>しなければならない。<u>塗布は鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2 ㎏/㎡の割合で一層目を塗布し、この層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする</u>。	項 目	規格値	試験方法	ゴムアスファルト系	不揮発分（%）	50 以上	JIS K 6833-1, 2	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600	低温風曲試験（-10℃、3mm）	合格	JIS K 5600	基盤目試験（点）	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K <u>5600</u>	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K <u>5600</u>	なお、防錆剤の<u>使用について</u>監職員の承諾を<u>得るものとする</u>。 14. ～ 15. [略] 16. 検査 (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに<u>検査時に</u>提出しなければならない。 (2) ～ (4) [略] (5) 受注者は、膜厚測定器として <u>2点調整式電磁膜厚計</u>を使用しなければならない。 (6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。 ア 塗膜厚測定値（5点平均）の平均値は、<u>目標塗膜厚（合計値）</u>の90%以上とするものとする。 イ 塗膜厚測定値（5点平均）の最小値は、<u>目標塗膜厚（合計値）</u>の70%以上とするものとする ウ 塗膜厚測定値（5点平均）の分布の標準偏差は、<u>目標塗膜厚（合計）</u>の20%を<u>越えないものとする</u>。ただし、<u>平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする</u>。 エ 平均値、最小値、標準偏差の<u>それぞれ3条件</u>のうち1つでも不合格の<u>場合には</u>、さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は<u>塗増し、再検査するものとする</u>。 (7) [略] 第5節 舗装工 12-5-1 ～ 12-5-2 [略] 12-5-3 グースアスファルト舗装工 1. ～ 4. [略] 5. 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に<u>当たり</u>、舗装施工便覧の<u>規定によらなければならない</u>。 6. 接着剤の塗布に<u>当たり</u>、以下の<u>各規定によらなければならない</u>。 (1) [略] (2) 接着剤の規格は表12-5-1(1)及び12-5-1(2)を満足するものでなければならない。 表12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>規格値</th><th rowspan="2">試験方法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不揮発分（%）</td><td>50 以上</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]</td><td>5(0.5)以下</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間（分）</td><td>90 以下</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>低温風曲試験（-10℃、3mm）</td><td>合格</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>基盤目試験（点）</td><td>10</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K <u>5664</u></td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K <u>5664</u></td></tr></table> （注）基盤目試験の判定点は（一財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。 表12-5-1(2) [略] (3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、<u>接着剤を0.3～0.4 ㎏/㎡の割合でむらのないようになにに塗布</u>しなければならない。<u>一層目は0.15～0.2 ㎏/㎡を塗布し、この層を約3時間乾燥させた後、一層目を上に同じ要領によって二層目を塗布しなければならない</u>。	項 目	規格値	試験方法	ゴムアスファルト系	不揮発分（%）	50 以上	JIS K 6833-1, 2	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600	低温風曲試験（-10℃、3mm）	合格	JIS K 5600	基盤目試験（点）	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K <u>5664</u>	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K <u>5664</u>
項 目		規格値		試験方法																																															
	ゴムアスファルト系																																																		
不揮発分（%）	50 以上	JIS K 6833-1, 2																																																	
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																																																	
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600																																																	
低温風曲試験（-10℃、3mm）	合格	JIS K 5600																																																	
基盤目試験（点）	10	JIS K 5600																																																	
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K <u>5600</u>																																																	
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K <u>5600</u>																																																	
項 目	規格値	試験方法																																																	
	ゴムアスファルト系																																																		
不揮発分（%）	50 以上	JIS K 6833-1, 2																																																	
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																																																	
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600																																																	
低温風曲試験（-10℃、3mm）	合格	JIS K 5600																																																	
基盤目試験（点）	10	JIS K 5600																																																	
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K <u>5664</u>																																																	
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K <u>5664</u>																																																	

改 正 後	現 行																																				
(4)～(5) [略] 7 受注者は、夏期高温時に施工する場合<u>は</u>、以下の<u>規定による</u>。 (1) <u>受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。</u> (2) [略] 8 受注者は、グースアスファルトの示方配合<u>は</u>、次の<u>規定による</u>。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表12-5-2 に適合するものとする。 表 12-5-2 骨材の標準粒度範囲 <table> <tr> <th>ふるい目の開き</th><th>通過質量百分率(%)</th></tr> <tr><td>19.0mm</td><td>100</td></tr> <tr><td>13.2mm</td><td>95～100</td></tr> <tr><td>4.75mm</td><td>65～ 85</td></tr> <tr><td>2.36mm</td><td>45～ 62</td></tr> <tr><td>600μm</td><td>35～ 50</td></tr> <tr><td>300μm</td><td>28～ 42</td></tr> <tr><td>150μm</td><td>25～ 34</td></tr> <tr><td>75μm</td><td>20～ 27</td></tr> </table> (2) <u>標準アスファルト量</u>の規格は表12-5-3 に適合するものとする。 表 12-5-3 <u>標準アスファルト量</u> [略] (3) <u>受注者は、</u>グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に<u>当たっては</u>配合設計を行い、<u>設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</u> 9. 設計アスファルト量の決定について<u>は</u>、次の<u>規定による</u>。 (1) 示方配合された<u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルト混合物は表12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。 表 12-5-4 <u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルトの基準値 [略] (2) グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、<u>受注者は、</u>配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。 (3) <u>受注者は、</u>試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が<u>まとまらない</u>場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。 (4) <u>受注者は、</u>配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備<u>及び</u>保管し、監督員の請求があった場合<u>は速やかに提示しなければならない。</u> (5) [略] 10. 現場配合については、<u>受注者は</u>舗設に先立って本章12-5-3 グースアスファルト舗装工9. (4)で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。 ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。 11. 受注者は、混合物の製造に<u>当たっては</u>、次の<u>規定による</u>。	ふるい目の開き	通過質量百分率(%)	19.0mm	100	13.2mm	95～100	4.75mm	65～ 85	2.36mm	45～ 62	600μm	35～ 50	300μm	28～ 42	150μm	25～ 34	75μm	20～ 27	(4)～(5) [略] 7 受注者は、夏期高温時に施工する場合、以下の<u>規定によらなければならない。</u> (1) 流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。 (2) [略] 8 受注者は、グースアスファルトの示方配合<u>を</u>、次の<u>規定によるものとする</u>。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表12-5-2 に適合するものとする。 表 12-5-2 骨材の標準粒度範囲 <table> <tr> <th>ふるい目の開き</th><th>通過質量百分率</th></tr> <tr><td>19.0mm</td><td>100</td></tr> <tr><td>13.2mm</td><td>95～100</td></tr> <tr><td>4.75mm</td><td>65～ 85</td></tr> <tr><td>2.36mm</td><td>45～ 62</td></tr> <tr><td>600μm</td><td>35～ 50</td></tr> <tr><td>300μm</td><td>28～ 42</td></tr> <tr><td>150μm</td><td>25～ 34</td></tr> <tr><td>75μm</td><td>20～ 27</td></tr> </table> (2) <u>アスファルトの標準混合量</u>の規格は表12-5-3 に適合するものとする。 表 12-5-3 <u>アスファルトの標準混合量</u> [略] (3) グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に<u>当たり</u>、配合設計を行い、監督員の承諾<u>を得るものとする</u>。 9. <u>受注者は、</u>設計アスファルト量の決定について、次の<u>規定によらなければならない。</u> (1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。 表 12-5-4 グースアスファルトの基準値 [略] (2) グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。 (3) 試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が<u>決定しない</u>場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。 (4) 配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備保管し監督員の請求があった場合、<u>直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。</u> (5) [略] 10. 現場配合については、舗設に先立って本章12-5-3 グースアスファルト舗装工9. (4)で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。 ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。 11. 受注者は、混合物の製造に<u>当たり</u>、次の<u>規定によらなければならない。</u>	ふるい目の開き	通過質量百分率	19.0mm	100	13.2mm	95～100	4.75mm	65～ 85	2.36mm	45～ 62	600μm	35～ 50	300μm	28～ 42	150μm	25～ 34	75μm	20～ 27
ふるい目の開き	通過質量百分率(%)																																				
19.0mm	100																																				
13.2mm	95～100																																				
4.75mm	65～ 85																																				
2.36mm	45～ 62																																				
600μm	35～ 50																																				
300μm	28～ 42																																				
150μm	25～ 34																																				
75μm	20～ 27																																				
ふるい目の開き	通過質量百分率																																				
19.0mm	100																																				
13.2mm	95～100																																				
4.75mm	65～ 85																																				
2.36mm	45～ 62																																				
600μm	35～ 50																																				
300μm	28～ 42																																				
150μm	25～ 34																																				
75μm	20～ 27																																				

改正後	現 行
(1) <u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルトの標準加熱温度は表12-5-5 を満足するものとする。 表 12-5-5 <u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルトの標準加熱温度 [略] (2) [略] 12. <u>敷均しの施工に当たっては、次の規定による。</u> (1) <u>受注者は、</u>グースアスファルトフィニッシャー又は人力により敷均ししなければならない。 (2) [略] (3) <u>受注者は、表面が湿っていない</u>ときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。 (4) <u>受注者は、グースアスファルトの舗設作業を</u>監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。 13. <u>目地工の施工に当たっては、次の規定による。</u> (1) <u>受注者は、</u>横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。 (2) <u>受注者は、</u>雨水等の浸入を防止するために、<u>標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。</u> (3) ～ (4) [略] <u>(5) 注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。</u> <u>(6) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、</u>できるだけ短時間で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。 <u>(7) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。</u> <u>(8) プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3 ㏄/㎡、構造物側面に対しては0.2 ㏄/㎡、成型目地材面に対しては0.3 ㏄/㎡とする。</u> 12-5-4 [略] 第6節 [略] 第13章 橋梁下部工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 13-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 [削る] <u>(1) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会</u> <u>(2) 道路橋補修便覧 (公社) 日本道路協会</u> <u>(3) 杭基礎設計便覧 (公社) 日本道路協会</u> <u>(4) 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (公社) 日本道路協会</u> 13-2-2 一般事項 1. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載しなければならない。</u>	(1) グースアスファルトの標準加熱温度は表12-5-5 を満足するものとする。 表 12-5-5 グースアスファルトの標準加熱温度 [略] (2) [略] 12. <u>受注者は、敷均しの施工に当たり、次の規定によらなければならない。</u> (1) グースアスファルトフィニッシャー又は人力により敷均ししなければならない。 (2) [略] (3) <u>橋面が乾燥している</u>ときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。 (4) 監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。 13. <u>受注者は、目地工の施工に当たり、次の規定によらなければならない。</u> (1) 横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。 (2) 雨水等の浸入を防止するために、<u>成型目地材若しくは、注入目地材を用いなければならない。</u> (3) ～ (4) [略] [新設] <u>(5) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、できるだけ短時間で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。</u> <u>なお、溶解は、間接加熱によらなければならない。</u> <u>(6) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。</u> <u>なお、プライマーの使用量は、目地内部に対して0.3 ㏄/㎡、構造物側面に対して0.2 ㏄/㎡、成型目地材面に対して0.3 ㏄/㎡とする。</u> [新設] - 12-5-4 [略] 第6節 [略] 第13章 橋梁下部工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 13-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 <u>(1) 道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編) (公社) 日本道路協会</u> <u>(2) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会</u> <u>(3) 道路橋補修便覧 (公社) 日本道路協会</u> <u>(4) 杭基礎設計便覧 (公社) 日本道路協会</u> <u>(5) 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (公社) 日本道路協会</u> 13-2-2 一般事項 1. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載し、監督職員に提出しなければならない。</u>

改 正 後	現 行
2. [略] 第3節 [略] 第4節 橋台工 13-4-1～13-4-3 [略] 13-4-4 躯体工 1. ～ 4. [略] 6. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、<u>防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。</u> 7. 受注者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支便覧の規定による。これ以外の施工方法による場合は、<u>設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u> 8. [略] 9. 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。<u>ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u> 10. ～ 13. [略] 14. 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>有孔管及び</u>フィルター材の種類、規格については、<u>設計図書によらなければならない。</u> 第5節～第7節 [略] 第14章 頭首工工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 14-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1) 土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」 農林水産省農村振興局 (2) 河川砂防技術基準 国土交通省 (3) 道路橋支便覧 (公社) 日本道路協会 <u>(4) 仮締切堤設置基準(案) 国土交通省</u> <u>(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会</u> 14-2-2 一般事項 1. 受注者は、頭首工の施工に<u>おける</u>既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については<u>設計図書に基づき施工</u>しなければならない。 2. 輸送工 受注者は、P C桁等の輸送に着手する前に<u>輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。</u> 14-2-3 [略] 第3節 [略] 第4節 可動堰本体工 14-4-1～14-4-6 [略] 14-4-7 床版(堰体)工 1. 受注者は、床版工の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。	2. [略] 第3節 [略] 第4節 橋台工 13-4-1～13-4-3 [略] 13-4-4 躯体工 1. ～ 5. [略] 6. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、<u>防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督員の承諾を得るものとする。</u> 7. 受注者は、支承部の箱抜き施工について、道路橋支便覧の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を<u>得るものとする。</u> 8. [略] 9. 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げなければならない。<u>これ以外の施工方法による場合は、監督員と協議しなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合は、この限りではない。</u> 10. ～ 13. [略] 14. 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>なお、有孔管及び</u>フィルター材の種類、規格については、<u>設計図書によるものとする。</u> 第5節～第7節 [略] 第14章 頭首工工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 14-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1) 土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」 農林水産省農村振興局 (2) 河川砂防技術基準 国土交通省 (3) 道路橋支便覧 (公社) 日本道路協会 <u>[新設]</u> <u>[新設]</u> 14-2-2 一般事項 1. 受注者は、頭首工の施工に<u>において</u>、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、<u>施工計画書に記載</u>しなければならない。 2. 輸送工 受注者は、P C桁等の輸送に着手する前に<u>施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。</u> 14-2-3 [略] 第3節 [略] 第4節 可動堰本体工 14-4-1～14-4-6 [略] 14-4-7 床版(堰体)工 1. 受注者は、床版工の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。

改 正 後	現 行
3. 受注者は、<u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込み</u>は、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、<u>埋設鋼構造物</u>がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、<u>設計図書に関して</u>監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、<u>本体（一次）コンクリート</u>と二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。 4. 受注者は、<u>埋設鋼構造物周辺のコンクリート</u>は、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、<u>締固めをしなければならない</u>。 5. 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される<u>場合については、第1編 1-1-15 受注者相互の協力の規定によるものとする</u>。 14-4-8 堰柱工 1. [略] 2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 3. <u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては</u>、第2編14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。 14-4-9 門柱工 <u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては</u>、第2編14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。 14-4-10 ゲート操作台工 1. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。 2. 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い<u>補強しなければならない</u>。 14-4-11 水叩（エプロン）工 1. 受注者は、水叩工の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。 14-4-12 ～ 14-4-13 [略] 14-4-14 取付擁壁工 受注者は、取付擁壁の施工時期に<u>ついては</u>、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。 第5節 固定堰本体工 14-5-1 ～ 14-5-6 [略] 14-5-7 堰体工 1. 受注者は、<u>床版部の施工に当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. <u>仮締切の施工手順によって</u>、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第1編3-7-12継目の規定によるものとする。 14-5-8 ～ 14-5-9 [略] 第6節 [略] 第7節 魚道工 14-7-1 [略] 14-7-2 魚道本体工 受注者は、床版部の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。	3. 受注者は、<u>鋼構造物を埋設する場合</u>、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、<u>鋼構造物</u>がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、<u>本体コンクリート</u>と二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。 4. 受注者は、<u>鋼構造物を埋設する場合について</u>、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、<u>締固めなければならない</u>。 5. 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される<u>場合、施工範囲は設計図書に示すとおりとするが、相互に協力しなければならない</u>。 14-4-8 堰柱工 1. [略] 2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 3. <u>堰柱に鋼構造物を埋設する場合</u>、第2編14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。 14-4-9 門柱工 <u>門柱に鋼構造物を埋設する場合</u>、第2編14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。 14-4-10 ゲート操作台工 1. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。 2. 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い<u>補強筋を設置しなければならない</u>。 14-4-11 水叩（エプロン）工 1. 受注者は、水叩工の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。 14-4-12 ～ 14-4-13 [略] 14-4-14 取付擁壁工 受注者は、取付擁壁の施工時期に<u>ついて</u>、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。 第5節 固定堰本体工 14-5-1 ～14-5-6 [略] 14-5-7 堰体工 1. 受注者は、<u>堰体の施工に当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. <u>受注者は、仮締切の施工手順によって</u>、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第1編3-7-12継目の規定によるものとする。 14-5-8・14-5-9 [略] 第6節 [略] 第7節 魚道工 14-7-1 [略] 14-7-2 魚道本体工 受注者は、床版部の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。

改 正 後	現 行
第8節 [略] 第9節 管理橋上部工 14-9-1 一般事項 1. 本節は、管理橋上部工として<u>プレテンション桁購入工、ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工、床版、横組工、支承工</u>について定めるものである。 2. ～ 3. [略] 4. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、<u>J I S B 0205-1～4（一般用メートルねじ）</u>に適合する転造ねじを使用しなければならない。 14-9-2 プレテンション桁の購入 1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>J I Sマーク表示認証製品を製造している工場</u>において製作したものを用いなければならない。 2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1) PC鋼材についた油、土、ごみ等<u>の</u>コンクリートの付着を害するおそれのあるものを<u>除去し</u>製作されたもの。 (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm²以上であることを確認し、<u>製作されたもの</u>。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 (3) コンクリートの施工<u>について、次の規定により製作されたもの。</u> ア 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて<u>製作されたもの。</u> イ 蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて<u>製作されたもの</u>。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作するものとする。<u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</u> (4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるように<u>製作されたもの</u>。また、部材の移動を拘束しないようにして<u>製作されたものとする。</u> 3. 受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。 (1) [略] (2) コンクリート打設<u>年月日</u> (3) [略] 14-9-3 ポストテンションT（I）桁製作工 1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。 (1) <u>受注者は、</u>主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない (2) <u>受注者は、</u>桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しに<u>当たっては、</u>プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に<u>取り外さなければならない。</u> (3) <u>受注者は、</u>内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように<u>締固めなければならない。</u> (4) <u>受注者は、</u>桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲<u>及び</u>型枠のすみずみまで行き渡るように<u>行わなければならない。</u> (5) [略]	第8節 [略] 第9節 管理橋上部工 14-9-1 一般事項 1. 本節は、管理橋上部工として<u>プレテンション桁購入工、ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工、床版、横組工、支承工、橋梁付属物工、橋梁現場塗装工、管理橋舗装工その他これらに類する工種</u>について定めるものである。 2. ～ 3. [略] 4. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、<u>J I S B 0205-1（一般用メートルねじー第1部：基本山形）、J I S B 0205-2（一般用メートルねじー第2部：全体系）、J I S B 0205-3（一般用メートルねじー第3部：ねじ部品用に選択したサイズ）、J I S B 0205-4（一般用メートルねじー第4部：基本寸法）</u>に適合する転造ねじを使用しなければならない。 14-9-2 プレテンション桁の購入 1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）</u>において製作したものを用いなければならない。 2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1) PC鋼材についた油、土<u>及び</u>ごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを<u>清掃し、除去し</u>製作されたもの。 (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、30N/mm²以上であることを確認し、<u>製作されたものとする。</u>なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 (3) コンクリートの施工は、次の<u>規定によるものとする。</u> ア 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて<u>製作する。</u> イ 蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて<u>製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないよう留意しなければならない。</u> <u>なお、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作するものとする。</u> (4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるように<u>し、</u>部材の移動を拘束しないようにして<u>製作されたもの。</u> 3. 受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。 (1) [略] (2) コンクリート打設<u>月日</u> (3) [略] 14-9-3 ポストテンションT（I）桁製作工 1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。 (1) 主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない (2) 桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しは、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に<u>実施するものとする。</u> (3) 内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように<u>締固めるものとする。</u> (4) 桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、<u>あるいは</u>型枠のすみずみまで行き渡るように<u>行うものとする。</u> (5) [略]

改 正 後	現 行
2. <u>PCケーブルの施工については、次の規定によるものとする。</u> (1) [略] (2) <u>受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみ等が付着しないよう、挿入しなければならない。</u> (3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。</u> (4) PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めなければならない。</u> (5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てなければならない。</u> (6) 定着具及び接続具の使用については、<u>第2編 14-9-1一般事項3の規定によるものとする。</u> (7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷を受けたりしないように<u>保護しなければならない。</u>なお、ねじは、<u>第2編 14-9-1一般事項4の規定によるものとする。</u> 3. ～ 4. [略] 5. 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、<u>過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。</u> 6. 受注者は、主桁製作設備の<u>施工については、次の規定によるものとする。</u> (1) 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。 (2) [略] 14-9-4 [略] 14-9-5 プレキャストブロック桁組立工 1. [略] 2. <u>ブロック組立ての施工については、次の規定によるものとする。</u> (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・<u>規準編</u>（（公社）土木学会）における、J S C E - H 101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイトンス、ごみ、油などを<u>取り除かなければならない。</u> (3) プレキャストブロックの連結に<u>当たっては、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。</u> (4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが<u>生じないようにしなければならない。</u> 3. <u>PCケーブル及びPC緊張の施工については、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工</u>	2. <u>受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。</u> (1) [略] (2) PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土<u>及び</u>ごみ等が付着しないよう、<u>挿入作業をするものとする。</u> (3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>圧力に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにするものとする。</u> (4) PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めるものとする。</u> (5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てるものとする。</u> (6) 定着具及び接続具の使用については、<u>定着または接続されたPC鋼材がJ I Sまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</u> (7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび<u>たり</u>、損傷を受けたりしないように<u>保護するものとする。</u>なお、ねじは、<u>J I S B 0205（一般メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</u> 3. ～ 4 [略] 5. 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、横倒れ防止処置を行わなければならない。 6. 受注者は、主桁製作設備の<u>施工については、次の規定によらなければならない。</u> (1) 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。 (2) [略] 14-9-4 [略] 14-9-5 プレキャストブロック桁組立工 1. [略] 2. <u>受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。</u> (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・<u>基準編</u>（（公社）土木学会）における、J S C E - H 101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、<u>監督職員の</u>承諾を得なければならない。 (2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイトンス、ごみ、油などを<u>取り除くものとする。</u> (3) プレキャストブロックの連結に<u>当たり</u>、設計図書に示す品質が得られるように<u>施工するものとする。</u> (4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが<u>生じないようにするものとする。</u> 3. <u>受注者は、PCケーブル及びPC緊張の施工について、本章14-9-3ポストテンションT（I）</u>

改 正 後	現 行
2及び3の規定によるものとする。 4. <u>グラウトの施工については、次の規定によるものとする。</u> (1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを<u>行わなければならない。</u> (2) [略] 14-9-6 PCホロースラブ製作工 1. 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり <u>防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。</u> 2. ～ 4. [略] 5. 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合 <u>は、</u>プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）<u>の規定により施工しなければならない。</u> 6. [略] 14-9-7 PC箱桁製作工 1. <u>移動型枠の施工については、</u>本章14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。 2. <u>コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工については、</u>本章14-9-3 ポストテンションT（I）桁製作工1から3の規定によるものとする。 3. <u>PC固定、PC継手の施工については、</u>本章14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。 4. <u>横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工については、</u>本章14-9-3 ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。 14-9-8 クレーン架設工 <u>プレキャスト桁の架設については、第2編 12-3-1 架設工1の規定によるものとする。</u> 14-9-9 架設桁架設工 <u>架設桁架設については第2編 12-3-1 架設工2の規定によるものとする。</u> 14-9-10 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 <u>3-8-3</u> 型枠及び支保の規定によるものとする。 14-9-11 [略] 14-9-12 支承工 <u>支承工の施工については、第2編 12-3-3 支承工の規定によるものとする。</u> 第15章 機場下部工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 15-2-1 [略] 15-2-2 一般事項 1. ～ 5. [略] 6. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載しなければならない。</u> 第3節 [略] 第4節 機場本体工	桁製作工2及び3の規定によるものとする。 4. <u>受注者は、グラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</u> (1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを<u>行うものとする。</u> (2) [略] 14-9-6 PCホロースラブ製作工 1. 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり <u>防止処置を講じなければならない。</u> 2. ～ 4. [略] 5. 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）により施工しなければならない。 6. [略] 14-9-7 PC箱桁製作工 1. <u>受注者は、移動型枠の施工について、</u>本章14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。 2. <u>受注者は、コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工について、</u>本章14-9-3 ポストテンションT（I）桁製作工1から3の規定によるものとする。 3. <u>受注者は、PC固定、PC継手の施工については、</u>本章14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。 4. <u>受注者は、横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工については、</u>本章14-9-3 ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。 14-9-8 クレーン架設工 <u>受注者は、プレキャスト桁の架設について、架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。</u> 14-9-9 架設桁架設工 <u>1. 受注者は、既架設桁を使用して、プレキャスト桁を架設する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。</u> <u>2. 受注者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。</u> <u>3. プレキャスト桁の架設については、本章14-9-8 クレーン架設工の規定によるものとする。</u> 14-9-10 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 <u>第3章第8節</u> 型枠及び支保の規定によるものとする。 14-9-11 [略] 14-9-12 支承工 <u>受注者は、支承工の施工について、道路橋支保便覧（（公社）日本道路協会）の規定によらなければならない。</u> 第15章 機場下部工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 15-2-1 [略] 15-2-2 一般事項 1. ～ 5. [略] 6. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載し、監督員に提出しなければならない。</u> 第3節 [略] 第4節 機場本体工

改 正 後	現 行
15-4-1 作業土工 1. [略] 2. 受注者は、<u>基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。 15-4-2～15-4-6 [略] 第5節 [略] 第16章 地すべり防止工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 16-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」農林水産省農村振興局 (2) <u>P C フレーム工法設計・施工の手引き</u> P C フレーム協会 (3) 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 <u>(5) 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例</u> (一社) 全国治水砂防協会 16-2-2 一般事項 1. [略] 2. 受注者は、集水井の施工に<u>当たっては、常に観測（監視）計画等にて</u>地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、<u>異常（数値の変化等）が確認された場合は速やかに</u>監督員に報告しなければならない。 3. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載しなければならない。</u> 第3節～第5節 [略] 第6節 水抜きボーリング工 16-6-1 水抜きボーリング工 1. ～ 2. [略] 3. <u>保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管とするものとする。</u> <u>4. 保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。</u> <u>5. 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔</u>地点の脇に、事業名、地区名、完了年月、孔径、深さ、<u>延長</u>、発注者を記入した<u>標示板</u>を立てなければならない。 なお、表示板の材質は真ちゅうとし、文字周囲に腐食防止塗装を施し、孔口保護工及び堤体コンクリート面と面一に設置するものとする。 16-6-2 [略] 第7節 集水井設置工 16-7-1 [略] 16-7-2 集水井工 1. 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで<u>掘削しない前に多量の湧水があった場合</u>、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合<u>には、速やかに監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けるなければならない。</u> 2. 受注者は、集水井の<u>設置位置及び深度</u>について、現地状況により設計図書に<u>定めた設置位置及び深</u>	15-4-1 作業土工 1. [略] 2. 受注者は、<u>地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合、その処理について</u>監督員と協議しなければならない。 15-4-2～15-4-6 [略] 第5節 [略] 第16章 地すべり防止工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 16-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」農林水産省農村振興局 (2) <u>P C フレームアンカー工法設計・施工の手引き</u> P C フレーム協会 (3) 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 <u>[新設]</u> 16-2-2 一般事項 1. [略] 2. 受注者は、集水井の施工に<u>当たり、常に移動計測等により</u>地すべりの状況を把握するとともに掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、<u>定期的かつ必要がある場合に監督員に報告しなければならない。</u> 3. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載し、監督員に提出しなければならない。</u> 第3節～第5節 [略] 第6節 水抜きボーリング工 16-6-1 水抜きボーリング工 1. ～ 2. [略] 3. <u>受注者は、保孔管を削孔全長に挿入するものとする。</u> <u>なお、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管を使用するものとし、保孔管のストレーナー加工は、設計図書によるものとする。</u> <u>[新設]</u> <u>4. 受注者は、各箇所の削孔せん孔完了後、削孔</u>地点の脇に、事業名、地区名、完了年月、孔径、深さ、発注者を記入した<u>表示板</u>を立てなければならない。 なお、表示板の材質は真ちゅうとし、文字周囲に腐食防止塗装を施し、孔口保護工及び堤体コンクリート面と面一に設置するものとする。 16-6-2 [略] 第7節 集水井設置工 16-7-1 [略] 16-7-2 集水井工 1. 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで<u>達しない前に湧水があった場合</u>、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合、速やかに監督員に報告し指示を<u>受けるものとする。</u> 2. 受注者は、集水井の<u>施工</u>について、現地状況により設計図書に<u>示す設置位置及び深度とすること</u>

改 正 後	現 行
<u>度に支障がある場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u> 3. [略] 16-7-3 ～ 16-7-4 [略] 第8節 抑止杭工 16-8-1 [略] 16-8-2 抑止杭工 1. [略] 2. 受注者は、杭建込みのための削孔に<u>当たっては</u>、地形図、土質柱状図等を<u>検討して</u>、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。 3. 受注者は、杭建込みのための<u>削孔作業においては</u>、排出土及び削孔時間等から<u>地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を確認のうえ</u>、施工しなければならない。 4. 既製杭による施工 (1)・(2) [略] (3) 受注者は、<u>杭の建込みに当たっては</u>、各削孔完了後に直ちに挿入しなければならない。 (4) 受注者は、既製杭の施工に<u>当たっては</u>、掘進用刃先、拡孔錘等の数を十分用意し、<u>地質の変化等にも直ちに即応できるように</u>配慮しておかなければならない。 5. [略] 6. シャフト工（深礎工）による施工 (1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、<u>予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間なく打設しなければならない。</u> (2) [略] (3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって<u>土留工</u>を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、<u>設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないよう組立てなければならない。</u> なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化する場合がある場合には、速やかに孔底をコンクリートで<u>覆わなければならない。</u> (4) [略] (5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備<u>及び</u>保管し、監督職員の請求があった場合は、<u>速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ</u>提出しなければならない。 (6) [略] (7) 受注者は、<u>軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。</u>これにより難い場合は、監督員の承諾を<u>得なければならない。</u> (8) 受注者は、<u>深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。</u> <u>ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。</u> (9) 受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。<u>なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員の承諾を得なければならない。</u> (10) <u>裏込材注入圧力は</u>、低圧（0.1N/mm² 程度）とするが、これにより難い場合は、<u>施工に先立って</u>監督員の承諾を<u>得なければならない。</u> (11) 受注者は、グラウトの注入<u>方法については</u>、施工計画書に記載し、<u>施工に当たっては</u>施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は<u>速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ</u>提出しなければならない。 (12) 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合は、<u>設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。	<u>が困難な場合、監督員と協議しなければならない。</u> 3. [略] 16-7-3 ～ 16-7-4 [略] 第8節 抑止杭工 16-8-1 [略] 16-8-2 抑止杭工 1. [略] 2. 受注者は、杭建込みのための削孔に<u>当たり</u>、地形図、土質柱状図等を<u>把握し</u>、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。 3. 受注者は、杭建込みのための<u>削孔作業において</u>、排出土及び削孔時間等から<u>地質の状況、基岩または固定地盤面の深度を記録しながら</u>施工しなければならない。 4. 既製杭による施工 (1)・(2) [略] (3) 受注者は、<u>削孔完了後、直ちに杭を建込まなければならない。</u> (4) 受注者は、既製杭の施工に<u>当たり、地質の変化等に即応できるよう掘進用刃先、拡孔錘等の種類等に</u>配慮しておかなければならない。 5. [略] 6. シャフト工（深礎工）による施工 (1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、<u>事前掘削を行い、コンクリートを</u>ライナープレートと隙間なく打設しなければならない。 (2) [略] (3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって<u>土留工（ライナープレート）</u>を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。 なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化する場合がある場合には、速やかに孔底をコンクリートで<u>覆うものとする。</u> (4) [略] (5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は、<u>遅滞なく提示するとともに、検査時に</u>提出しなければならない。 (6) [略] (7) 受注者は、<u>鉄筋の継手を重ね継手とする。</u>これにより難い場合は、監督員の承諾を<u>得るものとする。</u> (8) 受注者は、<u>鉄筋の組立てに当たり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものしなければならない。また、山留め材を取り外す場合、あらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分に</u>配慮しておかなければならない。 (9) 受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。 (10) <u>裏込注入（グラウト）圧力は</u>、低圧（0.1N/mm² 程度）とするが、これにより難い場合は、<u>事前に</u>監督員の承諾を<u>得るものとする。</u> (11) 受注者は、グラウトの注入<u>方法について</u>、施工計画書に記載し、<u>施工に当たり</u>施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、<u>直ちに提示するとともに、検査時に</u>提出しなければならない。 (12) 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合は、<u>監督員と</u>協議しなければならない。

改 正 後	現 行
(13) ・ (14) 〔略〕 第9節 〔略〕 第10節 暗渠工 16-10-1 〔略〕 16-10-2 暗渠工 受注者は、地下水排除のため暗渠の施工に当たっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。 第11節～第15節 〔略〕 第17章 ～ 第20章 〔略〕 (第19章: 空き章)	(13) ・ (14) 〔略〕 第9節 〔略〕 第10節 暗渠工 16-10-1 〔略〕 16-10-2 暗渠工 受注者は、地下水排除のため暗渠の施工に当たり、基礎を固めた後、吸水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。吸水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。 第11節～第15節 〔略〕 第17章 ～ 第20章 〔略〕 (第19章: 空き章)